

令和4年3月28日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

総務委員長 高 谷 真一朗

総務委員会審査報告書

本委員会に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

○ 委員会開会月日

- (1) 令和4年2月2日
- (2) 令和4年3月4日
- (3) 令和4年3月28日

○ 付託案件及び審査のてんまつ

1 議案第14号 令和3年度三鷹市一般会計補正予算（第14号）

この議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19億4,333万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ840億5,136万9,000円とするとともに、繰越明許費及び債務負担行為の補正を行うため、提案されたものであります。

2 議案第15号 令和3年度三鷹市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

この議案は、歳入予算のみの補正を行うため、提案されたものであります。

以上2件につきましては、関連がありますので一括して審査を進めました。

以上2件の審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・ 中原三丁目土地売払い額に係る評価と基金積立ての基本的考え方等について

- ・マイナポータルを活用した「引越しワンストップサービス」の導入とセキュリティーの確保、ふるさと納税を活用した三鷹市立アニメーション美術館の運営支援に係る今後の取組、桜井浜江記念市民ギャラリーの指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定とギャラリーの利用方法等について
- ・保育士等の処遇改善の実施に係る処遇改善の確認方法、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業に係る予算計上方法の考え方、子育て世帯への臨時特別給付金の給付に係る基準日以降に対象となった者への対応等について
- ・ふじみ衛生組合負担金が減となった理由と施設整備基金への振替等について
- ・三鷹産業プラザ運営に伴う損失補填に係る緊急事態宣言等による利用者数への影響、牟礼研究開発センター修繕料の繰越に係る積算電力量計の設置者、飲食事業者支援事業における不用額発生理由等について
- ・宮下橋架替事業の繰越に係る工事遅延の理由、都市計画道路3・4・7号（連雀通り）整備事業に係る東京都との調整の在り方等について
- ・川上郷自然の村の運営支援に係る利用者を増やすための指定管理者の取組、川上郷自然の村改修事業費の減に係る工事見送りの理由、大沢野川グラウンドの復旧事業に係る工事手法の変更内容等について
- ・介護サービス費収入が減となった理由と介護サービス事業特別会計繰出金の財源等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・令和3年度基金運用計画
- ・ふるさと納税を活用した三鷹市立アニメーション美術館の運営支援について
- ・桜井浜江記念市民ギャラリーの指定管理者の指定に伴う債務負担行為の設定について
- ・保育士等の処遇改善の実施について
- ・子育て世帯への臨時特別給付金の給付について
- ・ふじみ衛生組合負担金について
- ・三鷹産業プラザ運営に伴う損失補填について
- ・牟礼研究開発センター修繕料の繰越について
- ・宮下橋架替事業の繰越について
- ・都市計画道路3・4・7号（連雀通り）整備事業について
- ・川上郷自然の村の運営支援について
- ・大沢野川グラウンドの復旧事業について

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第14号について討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 野村羊子委員（いのちが大事）

桜井浜江市民ギャラリーの指定管理については、使用承認等について、指定管理者に委ねるものとされている。市民がギャラリーを利用する場合に、事前に使用計画を提出するとするが、公の秩序の維持等との答弁があり、使用承認に際し、恣意的な判断が出され、市民の表現する自由を損なう可能性がある。今後の運営に疑問が残る。

基幹系システム関係費、マイナポータルを利用した「引越しワンストップサービス」は、全く新しい事業のスタートであるにもかかわらず、参考資料が付されていなかったのは遺憾である。現実の動きとして、トッパン・フォームズとNTTデータが引越しポータルサイトを立ち上げ、個人がそこに自分の個人情報を送る。引越しポータルサイトからマイナポータルを経て、行政、公的機関、民間事業者がデータを送るというシステムになっている。民間事業者がシステム開発をしているが、中間に民間のポータル事業者を置くことは、様々な種類の個人情報ひもづけされ、蓄積される可能性がある。この情報はいつまで保存されるのか、いつ消去されるのかについての説明が明確になかった。個人情報の民間企業への目的外流用や情報漏えいの危険性が大きい。今回のシステム改修は自治体クラウドで対応するので、3自治体の合算が人口割で来たものを分割しているので、費用負担は小さく見える。しかし、今後継続していく事業である。今後の段階的なシステム改修はないとされたが、過去の例からすると結局改修が必要になる場合がある。今後の費用負担についても、運用面でも危険が大きい。マイナポータルを活用することも問題である。マイナンバーカードを取得して、ネット経由でマイナポータルに登録できた、限られた個人にしか利用できないシステムに多額の税金をつぎ込むことも問題である。

保育士処遇改善は、公務員正規職員も含め、全体が底上げとなるような処遇改善をすべきだと考える。

以上を述べて、本補正予算に反対する。

〔賛成討論〕

(1) 栗原けんじ委員（日本共産党三鷹市議会議員団）

国の補正予算等への対応として計上された基幹系システム関係費は、社会保障・税番号制度システム整備に関わるもので、マイナンバーを利用した「引越しワ

ンストップサービス」、転入・転出のためのシステム改修のためのものと説明があった。マイナンバー制度の活用については、個人情報保護、個人情報の利用拡大によるプライバシーの侵害の懸念がある。個人情報管理のセキュリティー強化に万全を期す不断の取組を強く求めるものである。

保育士等の処遇改善の補正予算は、収入の3%程度（月額9,000円）引き上げる経費を助成するものであるが、実質の収入増は、目標に及ばないおそれがある。保育士等の処遇改善を社会的に考えれば、助成額を1桁引き上げる必要がある。さらなる処遇改善の拡充のため、国・都に要望することを求めると同時に、市独自の助成を検討、実施することを求める。

以上、意見を申し上げ、本補正予算に賛成する。

以上の討論の後、議案第14号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号について採決いたしました結果、本件については、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第3号 三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

この議案は、出生サポート休暇を新設するため、提案されたものであります。

4 議案第4号 三鷹市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

この議案は、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、提案されたものであります。

5 議案第6号 三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

この議案は、管理職員特別勤務手当を見直すほか、規定を整備するため、提案されたものであります。

以上3件につきましては、一括して審査を進めました。

以上3件の審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・出生サポート休暇の取得対象者と取得見込み者数及び職員への周知等について

- ・育児休業、部分休業の取得要件緩和による効果と対象となる職員等について
- ・管理職員特別勤務手当に係る日付をまたぐ勤務への対応と公共交通機関が利用できない場合の交通費の支給等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・不妊治療に係る休暇の新設及び育児休業などの取得要件緩和について
- ・三鷹市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（案）新旧対照表
- ・三鷹市職員の育児休業等に関する条例（案）新旧対照表
- ・三鷹市職員の給与に関する条例（案）新旧対照表

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第3号、議案第4号、議案第6号についてそれぞれ採決いたしました結果、以上3件については、いずれも全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

6 議案第5号 三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

この議案は、デジタル技術を活用した、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現に向けて、有識者の観点から市のデジタル化施策全般について助言及び支援を行う非常勤の特別職職員として、新たにデジタル推進参与の職を設けるとともに、その報酬額を定めるため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・デジタル推進参与の業務内容とデジタル推進参与の助言が本市施策に与える影響等について
- ・デジタル推進参与の資格要件と人選方法等について
- ・報酬額の根拠と他自治体におけるデジタル推進参与の設置状況等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・三鷹市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（案）新旧対照表

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、討論に入りましたが、その過程で大要次のような意見が述べられました。

〔反対討論〕

(1) 野村羊子委員（いのちが大事）

非常勤特別職としてデジタル推進参与を設置するものである。行政事務にも通じ、最新デジタル技術の知識があり、都や国の意向をつかんで、市にアドバイスできる人という答弁があったが、資格要件はなく、今人選を進めているとされた。学識経験者、大学に籍を置く者か、民間の研究所に籍を置く者か、民間企業に籍を置く者か等について、明らかにされなかった。どのような立場の人材かが明確にされないまま、相談に乗り、助言する者とされるのは問題である。

さらに、デジタル技術の活用の専門的知見を得るとされるが、技術の活用には思想・哲学が裏打ちされている必要がある。単に行政事務に通じているだけでは不十分である。国はデジタル庁を設置し、個人情報保護法を改悪し、様々な個人情報をビッグデータという衣を使って、企業に売り渡す動きが加速化している。その動きに乗るのは危うい。

「時代の流れに沿う」というような観念的な言葉の中で、この特別職のアドバイスによって、三鷹市が築いてきた個人情報保護の基準・規制が崩されるようなことがあってはならない。市の職員、公務員として、憲法に従い三鷹市自治基本条例を遵守する三鷹市職員を専門職として対応することを検討すべきであるとし、デジタル推進参与設置に反対する。

以上の討論の後、議案第5号について採決いたしました結果、本件については、賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

7 議案第9号 三鷹市消防団条例の一部を改正する条例

この議案は、職階に応じた月額報酬に加えて支給している待機、特別出動等に対する報酬を見直し、1日を支給単位とし、出動の区分に応じて出動報酬を支給するため、提案されたものであります。

本件審査に当たり、委員から出された主な質疑は次のとおりであります。

- ・三鷹市消防団員の団員報酬を見直すこととした経緯と本市財政への影響等につ

いて

- ・ 出動報酬の考え方と報酬の支払い方法等について

また、委員会は審査の参考とするため

- ・ 三鷹市消防団員の団員報酬の見直しについて
- ・ 三鷹市消防団条例（案）新旧対照表

の資料の提出を求め、審査を進めました。

次いで、議案第9号について採決いたしました結果、本件については、全員異議なく原案を可決すべきものと決定いたしました。

8 所管事務の調査について

I C T ・ D X （デジタルトランスフォーメーション）・地方分権・危機管理と市民サービスに関すること

本件については、なお調査の必要がありますので、議会閉会中の継続審査の議決をお願いいたします。